

人の会 相談？ 賃金



パートの有給休暇賃金

Q

パートさんにも有給休暇を与えると聞いていますが、賃金は、いくらになるのですか？

A

賃金の払い方には

- ① 通常の賃金を支給
 - ② 平均賃金の1日分を支給
 - ③ 健康保険法の標準報酬日額を支給
- の3通りが認められています。



この場合の賃金の選択は、労働者によって取り扱いを変えたり、会社の恣意によってその都度、選択するといった性格のものではなく、就業規則等によって方法を定めた場合は、必ずその定められた方法で賃金を支払わなければなりません。

解説

①通常の賃金を支給する場合

労働契約が 1日6時間 時給800円(手当なし)の場合

$$800円 \times 6時間 = \underline{4,800円}$$

②平均賃金の1日分を支給する場合

平均賃金は 有給休暇を取得した日以前の3カ月の賃金 ÷ その期間の総暦日数
(直近の賃金締め日以前3か月で計算)

例

前月	20日勤務	800円×6時間×20日= 96,000円	暦日数30日
前前月	19日勤務	800円×6時間×19日= 91,200円	暦日数31日
前前前月	21日勤務	800円×6時間×21日=100,800円	暦日数31日
計		288,000円	92日

平均賃金は

$$288,000円 \div 92日 = \underline{3,130.43円}$$

(ただし、勤務状態によっては平均賃金の算定方法が異なることがあるので注意!!が必要です)

通常の賃金より
低くなります。

※ パートタイマー全員が1日の労働時間が固定しているのであれば可能ですが、シフト制などで、1日の労働時間がその日ごと異なる場合は、平均賃金1日分を支払わなくてはなりません。
例えば1日の労働時間が8時間の日と4時間

.....
の日がある場合、4時間の日に有給休暇を取得しても平均賃金の1日分を支払わなくてはなりません。(平均賃金の1日分の1/2とはなりません。パート労務契約書で、その旨の記載が必要です)

③健康保険法の標準報酬日額を支給する場合

あらかじめ労使協定を結ぶ必要があり、また、就業規則にも定めておく必要があります。
パートタイマーの場合は、週の所定労働時間が短いことから、社会保険の被保険者に該当しない人も多いため、標準報酬日額という方法は妥当ではないケースが多いでしょう。

パートタイマーさんの有給休暇取得の普及(?)率は、100%というわけではありませんが、新年を機会に労務環境を見直してみませんか？

